

作成基準日 : 2017年 8月 31日

資料作成日 : 2017年 9月 15日

明治安田・北米エネルギーファンド(繰上償還条項付) Aコース(為替ヘッジあり)
明治安田・北米エネルギーファンド(繰上償還条項付) Bコース(為替ヘッジなし)
追加型投信／海外／株式



投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家のみなさまに帰属します。
- 投資家のみなさまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家のみなさまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、各ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前9:00~午後5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

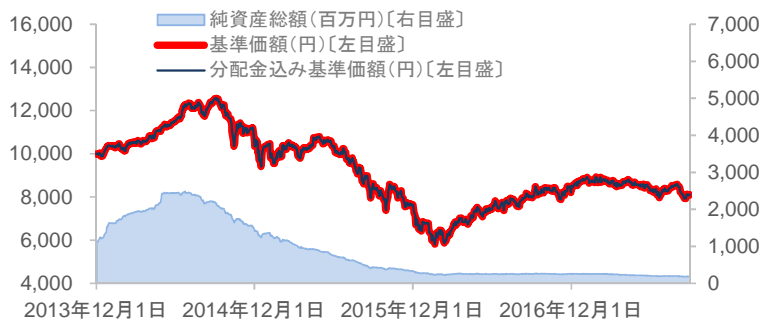
明治安田・北米エネルギーファンド（繰上償還条項付）

Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／株式

Aコース（為替ヘッジあり）

【基準価額と純資産総額の推移】



【基準価額および純資産総額】

	2017年7月末	2017年8月末
基準価額(円)	8,558	8,109
純資産総額(百万円)	198	184

※ 純資産総額の百万円未満は切り捨てて表示しています。

【基準価額の騰落率】

1カ月前比	Δ5.25%
3カ月前比	Δ2.51%
6カ月前比	Δ6.21%
1年前比	1.25%
3年前比	Δ35.16%
設定来	Δ18.91%

【分配金の実績】

2014年12月	0
2015年12月	0
2016年12月	0
2017年12月	—
設定来累計	0

※ 基準価額の騰落率は設定来の税引前分配金の累積額を加算しています。また、設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

※ 分配金は10,000口当たりの税引前の金額(円)

※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

設定日 2013年12月2日

※ 分配金込み基準価額は信託報酬控除後のものであり、基準価額に設定来の10,000口当たりの税引前分配金の累積額を加算したものです。また、基準価額および分配金込み基準価額は設定日前日(2013年12月1日)を10,000円としています。信託報酬率は後記の「ファンドの費用・税金」を参照。

【組入投資信託等】

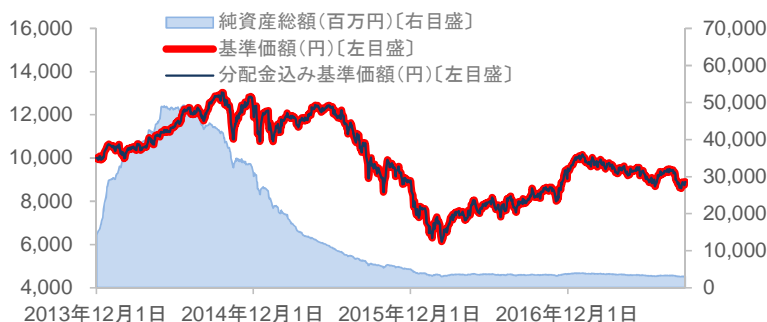
	2017年7月末	2017年8月末
北米エネルギー・インフラ・ファンド (年1回決算型)(適格機関投資家専用)	88.95%	90.19%
明治安田MHマネープール・マザーファンド	7.81%	8.41%
金銭信託等その他	3.23%	1.40%

※ 上記比率は純資産総額に対する比率です。

※ 為替ヘッジに評価損が発生した場合や資金流入の影響等により、組入投資信託の比率が100%を超える場合があります。

Bコース（為替ヘッジなし）

【基準価額と純資産総額の推移】



【基準価額および純資産総額】

	2017年7月末	2017年8月末
基準価額(円)	9,410	8,897
純資産総額(百万円)	3,283	3,056

※ 純資産総額の百万円未満は切り捨てて表示しています。

【基準価額の騰落率】

1カ月前比	Δ5.45%
3カ月前比	Δ1.85%
6カ月前比	Δ6.88%
1年前比	9.65%
3年前比	Δ29.84%
設定来	Δ11.03%

【分配金の実績】

2014年12月	0
2015年12月	0
2016年12月	0
2017年12月	—
設定来累計	0

※ 基準価額の騰落率は設定来の税引前分配金の累積額を加算しています。また、設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

※ 分配金は10,000口当たりの税引前の金額(円)

※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

設定日 2013年12月2日

※ 分配金込み基準価額は信託報酬控除後のものであり、基準価額に設定来の10,000口当たりの税引前分配金の累積額を加算したものです。また、基準価額および分配金込み基準価額は設定日前日(2013年12月1日)を10,000円としています。信託報酬率は後記の「ファンドの費用・税金」を参照。

【組入投資信託等】

	2017年7月末	2017年8月末
北米エネルギー・インフラ・ファンド (年1回決算型)(適格機関投資家専用)	92.61%	93.72%
明治安田MHマネープール・マザーファンド	0.70%	0.75%
金銭信託等その他	6.69%	5.53%

※ 上記比率は純資産総額に対する比率です。

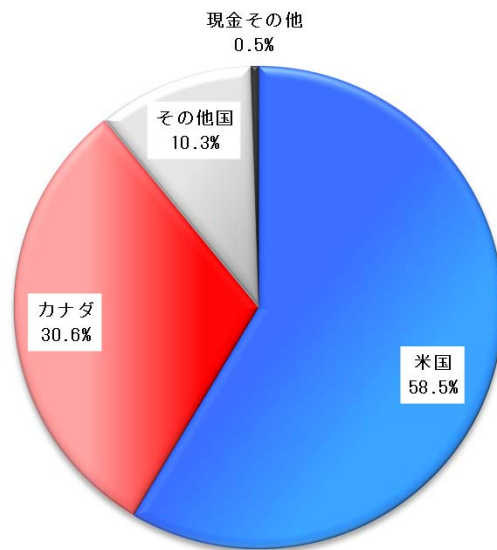
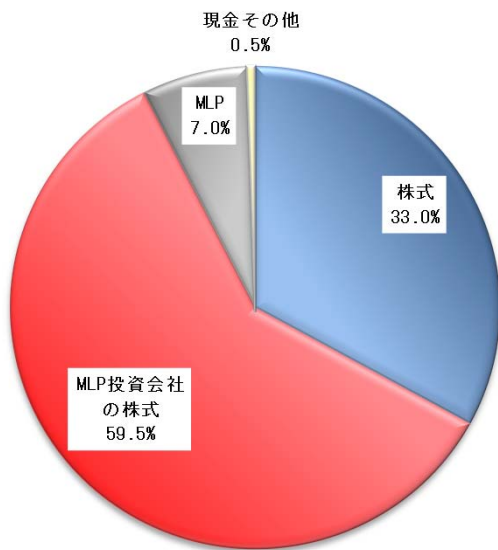
明治安田・北米エネルギーファンド（繰上償還条項付）
Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／海外／株式

「北米エネルギー・インフラ・ファンド（年1回決算型）（適格機関投資家専用）」の組入資産の状況

当ページは、各ファンド共通で組み入れられている投資信託証券「北米エネルギー・インフラ・ファンド（年1回決算型）（適格機関投資家専用）」（以下、主要投資対象ファンドと呼ぶ場合があります）の作成基準日時点での資産状況を掲載しており、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントより提供されたデータを基に明治安田アセットマネジメントが作成しています。

【種類別株式等組入比率】

【国別株式等組入比率】



※ 組入比率は、主要投資対象ファンドのマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※ 現金その他の比率は、資金流入等の影響によりマイナスとなる場合があります。

【組入上位10銘柄】

組入銘柄数 : 25

銘柄名	国	種類	業種	組入比率
トランスカナダ	カナダ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	8.25%
エンブリッジ	カナダ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	8.16%
ウィリアムズ・カンパニーズ	アメリカ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	8.08%
タルガ・リソーシズ	アメリカ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	8.08%
ペンビナ・パイプライン	カナダ	株式	石油・ガス貯蔵・輸送	6.48%
プレーンズGPホールディングス	アメリカ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	5.91%
インターパイプライン	カナダ	株式	石油・ガス貯蔵・輸送	5.57%
ワンオク	アメリカ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	5.35%
シェニエール・エナジー	アメリカ	MLP投資会社の株式	石油・ガス貯蔵・輸送	4.86%
ロイヤル・ダッチ・シェル	オランダ	株式	総合石油・ガス	4.69%

※ 組入比率は、主要投資対象ファンドのマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※ 業種は、スタンダード&プアーズ(S&P)とMSCI Inc.が共同開発したGICS(世界産業分類基準)によるものです。

※ MLP投資会社、MLP、ETF、ETNについてはP5をご参照ください。

【<ご参考>組入銘柄の平均配当利回り(米ドルベース)】

5.1%

※ 左記配当利回りは、投資国における現地の源泉税率等を考慮していません。したがって税金等の控除後は左記利回りをそのまま享受できるわけではありません。

※ 左記配当利回りは、個々の銘柄の配当利回りを組入比率で加重平均したものです。

明治安田・北米エネルギーファンド（繰上償還条項付） Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし） 追加型投信／海外／株式

市場動向、運用状況、今後の運用方針／見通しについて

当ページのコメントは、組入投資信託証券「北米エネルギー・インフラ・ファンド(年1回決算型)(適格機関投資家専用)」の運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントからのレポートをもとに作成しています。あくまでも作成時点での見解を示したもので将来の市況環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

市場動向

MLP市場は下落しました。下落した主な要因としては、①プレーンズ・オール・アメリカン・パイプラインが市場予想を下回る4-6月期決算を発表したことに加えて、エナジー・トランスファー・パートナーズが約10億ドルの公募増資を発表したこと、②8月の資金流入は軟調に推移し、長期平均を下回ったこと、③ハリケーン「ハービー」がテキサス州に上陸し、都市部の大半を直撃、記録的な豪雨と洪水の影響で被災地に所在するエネルギー関連企業の操業が一時停止したこと(特に精製部門)などが挙げられます。市場の変動性は高まっていますが、エネルギーインフラ業界のファンダメンタルズは依然として堅調で、原油生産量およびリグ(石油掘削装置)稼働数は、いずれも前年同期を大きく上回る水準となっています。

運用状況

(1) 当ファンドの運用概況

月間を通じて北米エネルギー・インフラ・ファンドへの投資比率を高位に維持しました。

当ファンドでは、北米エネルギー・インフラ・ファンドに投資する一方で、Aコースについては、実質的に保有する外貨建資産に対して円を対貨とする為替ヘッジを行う仕組みとなっております。

基準価額はAコース、Bコースともに下落しました。円安ドル高は、為替ヘッジを行っていないBコースにプラスに寄与しましたが、当月末と前月末の為替水準の差が僅かであったため、寄与度は軽微でした。MLP関連株式が大幅に下落したため、実質的な株式組入比率が高かったBコースの下落率が大きくなりました。

(2) 組入投資信託証券の運用概況

北米エネルギー・インフラ・ファンドの基準価額は下落しました。組入株式の下落がマイナスに影響しました。

プラスに寄与した銘柄は、米国、カナダ、カリブ海で精油所を所有・運営する独立系石油精製企業のパレロ・エナジーです。原油価格が7月に急騰した反動などから8月は下落したため、原油価格下落の恩恵を受ける川下企業の同社の株価は上昇しました。ハリケーンの影響が比較的軽微であったことも好感されました。

マイナスに影響した銘柄は、プレーンズGPホールディングスです。子会社のプレーンズ・オール・アメリカン・パイプラインの4-6月期決算が市場予想を下回ったことを受けて株価が下落しました。サプライ&ロジスティクスと呼ばれる商品市況の影響を受けやすい事業の利益低迷が、市場予想を下回った要因となりました。

今後の運用方針／見通し

引き続きシェールガス、シェールオイルに代表される技術革新により、原油や天然ガスなどのエネルギー生産量は高い水準が維持されると見えています。エネルギー産業には、「川上」「川中」「川下」の3つのカテゴリーがあり、その中でもパイプライン、タンカー、貯蔵施設などを営む川中事業に注目しています。その主な理由は、キャッシュフローの安定性と成長性です。川中産業はその輸送量に比例してキャッシュフローを得ることができ、キャッシュフローの成長に伴い、配当額の成長が期待されます。川中事業のキャッシュフローはその収入体系により、インフレヘッジ機能があることも特徴です。ポートフォリオの構築においては、業界の動向や需給といったマクロ動向分析、コモディティの種別、事業種別や地域別といったトップダウンのセクター分析、そして個別銘柄の選定といった3つのステップを行います。個別銘柄選択においては、特にバランスシートに注目しており、安定的な配当と持続可能な成長性が見込まれるかに焦点を当てて投資していきます。

●ファンドの目的

主として米国を中心とした北米のエネルギー関連企業の上場株式およびMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等を実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

組入投資信託証券を通じて、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※当ファンドにおける組入投資信託証券とは、北米エネルギー・インフラ・ファンド（年1回決算型）（適格機関投資家専用）（以下個別に「主要投資対象ファンド」ということがあります。）および明治安田 MH マネープール・マザーファンド（以下「マネープール・マザーファンド」ということがあります。）のことをいいます。

明治安田・北米エネルギーファンド（繰上償還条項付）Aコース（為替ヘッジあり）（以下「Aコース」ということがあります。）と明治安田・北米エネルギーファンド（繰上償還条項付）Bコース（為替ヘッジなし）（以下「Bコース」ということがあります。）の2種類のコースがあります。

当資料において、総称または個別に「明治安田・北米エネルギーファンド（繰上償還条項付）」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

●ファンドの特色

主として米国を中心とした北米のエネルギー関連企業^{※1}の上場株式およびMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）^{※2}等を実質的に投資します。

※1 エネルギー関連企業とは、原油、天然ガス等の天然資源の「探査、採掘、生産」、「輸送、貯蔵」、「精製、製造、販売」等のエネルギー関連事業を行う企業をいいます。

※2 MLPとは、米国で行われている共同投資事業形態のひとつです。以下の「MLPとは…」の説明をご参照ください。

●実質的な投資対象となる上場株式およびMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等とは

★ MLP 投資会社^{※3}の株式等

★ エネルギー関連事業を行う企業の株式

★ MLP^{※4}

★ MLP関連のETF^{※5}、ETN^{※6}

※3 MLP投資会社とは、MLPへの投資を主たる事業としている会社です。

※4 実質的な投資対象とするMLPは、原則として通常の株式と同様に配当金に対する課税が源泉分離課税のみのMLPとします。

※5 ETFとは、金融商品取引所に上場し、株価指数などに代表される指標への連動を目指す投資信託です。

※6 ETNとは「上場投資証券」または「指標連動証券」と呼ばれる上場商品です。ETNはETFと同様に、価格が株価指数や商品価格等の「特定の指標」に連動する商品ですが、金融機関（発行体）がその信用力を基に、価格が特定の指標に連動することを保証する債券であるため、ETFとは異なり証券に対する裏付資産を持たない（必要としない）という特徴があります。

●主要投資対象ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。



MLPとは…

●MLPとは、米国で行われている共同投資事業形態のひとつで、MLPのジェネラル・パートナー（以下GP^{※1}）とリミテッド・パートナー（以下LP^{※2}）により構成されています。総所得の90%以上をエネルギー関連事業等からの収入としている場合、原則としてMLPの段階では法人税が課せられません。

※1 GPは、投資プロジェクトや事業の発起人となって、実際に事業運営を行います。責任の範囲は無限です。

※2 LPは、出資を行い、収益の分配を受け、出資金額の範囲内でしか責任を負わない有限責任です。

●MLPは、通常、四半期ごとに総所得の多くを配当しています^{※3}。

※3 投資家への配当金には税金が課されます。

●MLP(LP持分)は、米国の金融商品取引所（ニューヨーク証券取引所やNASDAQ等）に上場し、株式と同様に取引されています。

●MLP投資会社は、MLPのGP持分およびLP持分に投資を行います。

※MLPの説明は上記に限られるものではなく、必ずしもあてはまらない場合があります。

主要投資対象ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) *が行います。

*GSAM の一員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが運用を行います。

為替ヘッジを行う「Aコース」と為替ヘッジを行わない「Bコース」の2つのコースがあります。

Aコース (為替ヘッジあり)

Aコースは、実質的に保有する外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動リスクの低減が図られます。ただし、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかることがあります。

Bコース (為替ヘッジなし)

Bコースは、実質的に保有する外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。

●各ファンド間でのスイッチング (乗換え) はできません。

各ファンドにおいて、2018年9月30日以前に基準価額*が15,000円以上となった場合は、繰上償還します。

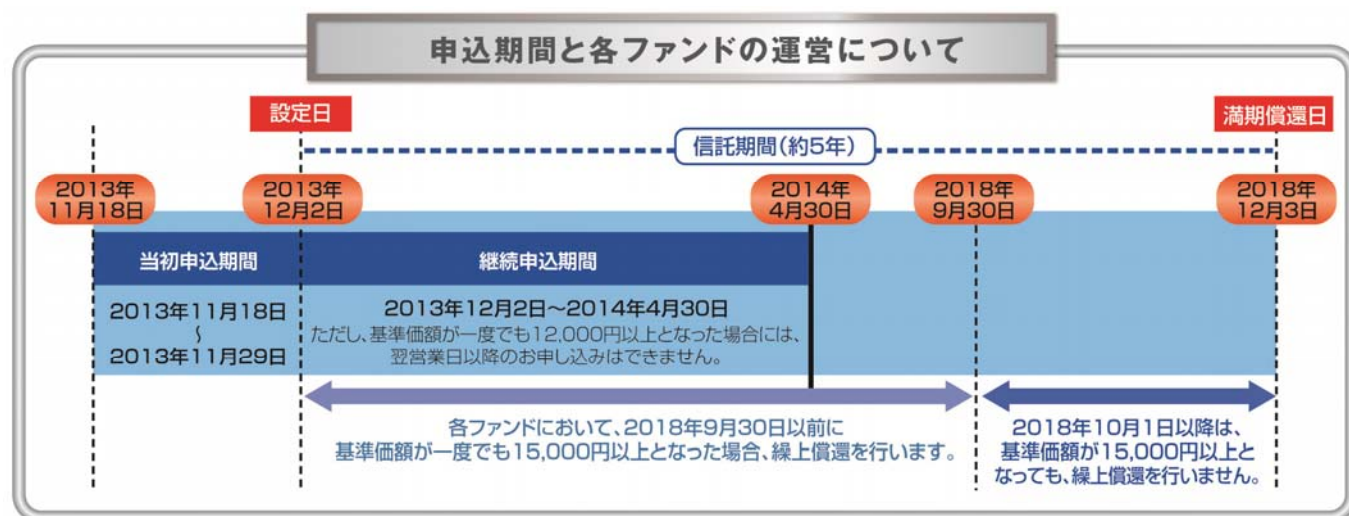
※1万口当たりの基準価額とし、運用期間中に支払った収益分配金の金額は含みません。(以下同じ)

●基準価額が15,000円以上となった場合、速やかに短期公社債等による安定運用に切り替えた後、繰上償還します。

◎ 15,000円は、繰上償還を判断する際の基準価額水準であり、各ファンドの償還価額が必ず15,000円以上となることを保証するものではありません。また、各ファンドの基準価額が必ず15,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。

◎ 流動性等により組入証券の売却が速やかに行えない場合等があるため、基準価額が15,000円以上となってから安定運用への移行が完了するまでに日数を要することがあります。また、安定運用への移行期間中の組入証券の価格変動、信託報酬や信託事務に要する費用などを負担することにより、償還価額が15,000円を下回ることがあります。

◎ 基準価額が一度でも15,000円に達した場合は、その後再び基準価額が15,000円を下回ったとしても、繰上償還するものとします。



【投資リスク】

■基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券を通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、各ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、各ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、各ファンドの基準価額を下げる要因となります。
M L P 価 格 変 動 リ ス ク	MLPの価格は、MLPの投資事業の環境や資金調達動向、関連する法律や税制、金利変動等の影響を受けて変動します。保有するMLP価格の下落は、各ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。 <Aコース（為替ヘッジあり）> Aコースでは、実質的に保有する外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、保有資産通貨（主として米ドル）の金利が円金利より高い場合、保有資産通貨の金利と円金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 <Bコース（為替ヘッジなし）> Bコースでは、実質的に保有する外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行わないため、保有資産通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
流 動 性 リ ス ク	株式・MLP等を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、各ファンドの基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 組入投資信託証券は、合同運用による影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。
当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

明治安田・北米エネルギーファンド(繰上償還条項付)

※当ファンドの募集は終了しております。

【手続・手数料等】

■お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 ※申込締切時間は販売会社により異なります。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2018年12月3日まで(2013年12月2日設定)
繰 上 償 還	基準価額が15,000円以上となった場合、繰上償還となります。 ただし、2018年10月1日以降は、基準価額が15,000円以上となっても繰上償還を行いません。 また、主要投資対象ファンドが存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドそれぞれ10億口を下回ることとなった場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年12月1日(休業日の場合は翌営業日) 第1期の決算日は2014年12月1日とします。
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンド1,500億円 ただし、各ファンドが投資対象とする主要投資対象ファンドの信託金の限度額は1,500億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
ス イ ッ チ ン グ (乗 換 え)	各ファンド間でのスイッチングはできません。

明治安田・北米エネルギーファンド(繰上償還条項付)

■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) 運用管理費用 (信託報酬) は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年 1.1124% (税抜 1.03%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(年率)

委託会社	0.3780% (税抜 0.35%)
販売会社	0.7020% (税抜 0.65%)
受託会社	0.0324% (税抜 0.03%)
投資対象とする投資信託証券*	0.7452% (税抜 0.69%)
実質的な負担*	1.8576% (税抜 1.72%) 程度

* 有価証券届出書提出日現在の主要投資対象ファンドに基づくものであり、主要投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

(上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

その他の費用・手数料 信託財産に関する租税、監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。また、主要投資対象ファンドにおいても、有価証券の売買手数料、租税、カストディフィー、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等がかかります。※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税 及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して…………… 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用対象です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、
税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田・北米エネルギーファンド(繰上償還条項付)

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社（受託者） みずほ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会